

# 変化するFinTechビジネス 「破壊」、「協業」、そして新たな「競争」へ

ニューヨーク事務所主任エコノミスト

服部直樹

+1-212-282-3532

naoki.hattori@mizuhocbus.com

- FinTechビジネスのキーワードは、既存の金融機関の「Disruption（破壊）」から、既存の金融機関との「Collaboration（協業）」へと、2016年前後に大きく変化した。
- それに伴い、注目を集める分野も、資産運用や融資といったBtoC分野から、生体認証、不正防止、金融規制対応支援などのBtoB分野にシフトしつつある。
- 2017年は、米当局によるイノベーション促進を目的としたFinTech規制の導入により、FinTech企業の競争環境が整備され、BtoC分野で新たな「Competition（競争）」が始まる可能性がある。

金融サービスと高度なIT技術の融合を意味する「FinTech」という言葉は、既に広く一般に認知されている。しかし、FinTechと一口に言っても、そのトレンドや注目される分野は刻々と変化している。そこで本稿では、米国を中心とするFinTechビジネスのトレンドを、「Disruption（破壊）」、「Collaboration（協業）」、「Competition（競争）」という3つのキーワードで概観するとともに、具体的な事例を紹介し、FinTechビジネスのトレンドについて整理したい。

## 1. FinTech 企業による既存金融機関の「Disruption（破壊）」

FinTechへの注目度が急速に高まった2015年、そのキーワードは「破壊」であった。主に、融資、決済、送金、資産運用といったBtoC（消費者向けサービス）の分野へ、FinTech企業が新たなアイデアと高度なIT技術を携えて参入し、既存の金融機関のビジネスを「破壊」と考えられたためだ。

そうした危機感を最も端的に表したものが、米国大手銀行JPMorgan ChaseのJamie Dimon CEOによる「シリコンバレーがやってくる（Silicon Valley is coming）」という一節である（2015年4月「株主への手紙」）。Dimon氏は融資分野と決済分野を例にあげ、FinTech企業のサービスが自社のサービスを凌駕していることを認めたとうえで、それに対して、自社が「必死に働いて同様にシームレスで競争力のあるサービスを提供する」とした。

次頁の図表1は、「破壊」の担い手とされたFinTech企業の代表例を示したものである。融資分野の主要企業には、主に消費者向けのマーケットプレイス貸出<sup>1</sup>を手がけるLending ClubやProsper、中小企業向けのバランスシート貸出<sup>2</sup>を行うOnDeckなどがある。また、決済分野には、簡便なオンライン決済サービスを提供するStripeがある。送金分野では、PayPal傘下で個人間のモバイル送金サービスを手がけるVenmoや、国際送金ニーズを効率的にマッチングさせて手数料の引下げを実現したTransferWiseが知られている。資産運用分野では、ロボ・アドバイザー<sup>3</sup>の先駆けとなったBettermentやWealthfrontが有名である。

FinTechビジネスに比較的早期に参入したこれらの企業は、FinTechへの注目が高まる中で、急速に企業規模を拡大させた。一部は、成功したスタートアップ企業の代名詞である「ユニコーン企業<sup>4</sup>」となり、その後、株式公開（IPO）の実施に至った企業もある。

## 2. 既存金融機関とFinTech企業の「Collaboration（協業）」

### （1）FinTech企業による「破壊」の鈍化

しかし、こうしたトレンドは、2016年前後に大きな転換点を迎えた。既存の金融機関がBtoC分野でFinTech企業と同等のサービスを提供しはじめたためだ。既存金融機関の存在感が増したことで、FinTech企業による一方的な「破壊」の構図が崩れた格好である<sup>5</sup>。

例えば、融資分野では、米国大手銀行のGoldman Sachsが、消費者向けローンのバランスシート貸出を行うMarcusを2016年10月に立ち上げた。Marcusは、資金調達の実績という点で同業のFinTech企業に対し優位であるとされる。バランスシート貸出を手がけるFinTech企業では、市場性の資金調達が中心とされるのに対し、Marcusは主に親会社であるGoldman Sachsから融資資金を調達しているためだ。

決済分野では、JPMorgan ChaseがQRコードを用いたモバイル決済サービスのChase Payを2016年11月に開始し、レストランや小売店、オンラインショップへの普及拡大を進めている。また、金融機関ではないが、大手IT企業のAppleやIBMが、それぞれモバイル決済サービスのApple PayとIBM Payを提供している。IBM Payでは、決済手段の提供に加え、小売業者がIBM Payのアプリケーションで会員プログラムの運用やプロモーションを行うことができる。

送金分野では、JPMorgan Chaseなど米国大手銀行7行と資本関係のある不正検知企業のEarly Warningが、銀行口座を利用した個人間送金サービスであるclearXchange（Bank of Americaなど米国大手銀行6行の出資により2011年に設立）を2016年1月に買収した。Early Warningは、clearXchangeを発展させた新たなモバイル送金サービスのZelleを2017年中に開始する予定であり、既に大手金融機関26社と提

図表1 「破壊」の担い手となったFinTech企業の例

分野	企業名	本拠地	設立年	事業内容
融資	Lending Club	米国	2007	米国最大手のマーケットプレイス貸出事業者。主に消費者ローンや中小企業ローンを手がける。2014年12月上場。
	Prosper	米国	2006	米国第2位のマーケットプレイス貸出事業者。主力分野は消費者ローン。
	OnDeck	米国	2007	中小企業向け融資を行うバランスシート貸出事業者。様々なデータ分析による自動審査が特徴。2014年12月上場。2015年12月にJPMorgan Chaseとの提携を発表。
決済	Stripe	米国	2010	オンライン決済代行サービス。ウェブサイト簡単なプログラムを入力するだけでクレジットカード決済機能を追加。日本でも2016年10月よりサービス開始。
送金	Venmo	米国	2009	個人間モバイル送金サービス。SNSのようなフィードに友人の送金情報が表示される点が特徴。若者世代を中心に利用が急速に拡大。決済大手のPayPalが2013年に買収。
	TransferWise	英国	2010	国際送金サービス。2国間の複数の送金ニーズをマッチングさせ、国内で送金処理することにより、送金手数料の引き下げと送金時間の短縮を実現。
資産運用	Betterment	米国	2008	米国ベンチャー系ロボ・アドバイザーで資産運用残高1位。2016年3月に外部証券口座を一元管理可能なアカウント・アグリゲーション機能を導入。
	Wealthfront	米国	2008	米国ベンチャー系ロボ・アドバイザーで資産運用残高2位。

（資料）各企業のウェブサイト等より、みずほ総合研究所作成

携している。

資産運用分野では、VanguardやCharles Schwabといった既存の大手資産運用会社が、2015年以降にロボ・アドバイザーのサービス提供を開始しはじめた。資産運用残高では、既にBettermentやWealthfrontを上回る規模に成長している<sup>6</sup>。

## （２）「破壊」から「協業」へ

既存の金融機関によるキャッチアップには、Goldman SachsのMarcusのように外部から人材を引き抜き、自社内で開発を進めた例もある<sup>7</sup>が、多種多様な分野でスピード感をもって新たなサービスを提供する必要があるFinTechビジネスにおいて、自前主義は必ずしも効率的とはいえない。そこで、既存の金融機関が新たなサービスを提供するに当たって、FinTech企業と「協業」するアプローチが主流となりつつある。

そのために、欧米の大手金融機関が進めている取り組みが、オープン・イノベーションである。オープン・イノベーションとは、自社内に限らず、広く社内外の革新的な技術やアイデアを収集し、組み合わせることにより、効率的かつ迅速な製品・サービス開発や事業創出につなげるイノベーションの方法論の一つである（みずほ総合研究所（2016））。

具体的には、①少額投資と、金融機関の従業員による指導を通じたスタートアップ企業のビジネス構築支援（アクセラレータ・プログラム）、②既存金融機関が設立したベンチャーキャピタルによる直接投資、③オフィスの廉価貸出やビジネスのコンサルティングを行うインキュベーション施設の設置、④ハッカソンと呼ばれる短期集中型のプロダクト開発イベントの開催、などがある。こうしたオープン・イノベーションの活発化は、FinTechビジネスにおける主導権が、FinTech企業から既存の金融機関にシフトしたことを意味する。

例えば、Citigroupでは、米国西海岸にCiti Venturesという専門組織を設立し、スタートアップ企業への出資や、インキュベーション施設のCiti Innovation Lab（米国、アイルランド、イスラエル、シンガポールに設置）を通じた成長支援を行っている。また、JPMorgan Chaseは6カ月間のアクセラレータ・プログラムであるIn-Residenceを2016年6月に開始した。同プログラムはホールセール業務におけるイノベーションの促進を目的としており、スタートアップ企業に対し、JPMorgan Chaseの施設やシステムの利用、各部門の担当者による助言など、社内組織と同等の手厚い支援を行う点が特徴である。

## （３）オープンAPIによる既存金融機関とFinTech企業の連携

加えて、APIを用いて金融機関とFinTech企業のサービスを連携させる手法が広がりつつあることも、既存の金融機関とFinTech企業の「協業」を促している。APIとは、Application Programming Interfaceの略であり、あるソフトウェアから別のソフトウェアの機能を呼び出して利用するための接続様式を意味する（みずほ総合研究所（2016））。例えば、ライドシェアサービスで有名なUberは、自社のモバイルアプリケーションで車両の位置をリアルタイム表示するためにGoogle マップを用いているが、これはGoogle Maps APIを活用したものである。

金融サービス産業においては、銀行などが提携先のFinTech企業にAPIを公開することで、FinTech企業が顧客の同意の下で口座情報を取得できるようにし、アカウント・アグリゲーション<sup>8</sup>や中小企業向け経理自動化などの機能を提供する例がある。加えて、最近では、欧米の大手銀行を中心に、API

を提携先企業だけでなく広く一般に公開する動き（オープンAPI）がみられる。

欧州の大手銀行では、フランスのクレディ・アグリコルやスペインのBBVAが、既にAPIの公開を行っている<sup>9</sup>。また米国では、Citigroupがアプリケーション開発者向けウェブサイトのGlobal API Developer Hubを2016年11月に立ち上げ、APIの公開に踏み切った。CitiのAPIでは、口座情報の取得に加えて、決済、送金、ポイント利用といった取引についても、第三者のアプリケーション上で実行することが可能である。一例として、米国の大手家電量販店であるBestBuyでは、CitiのポイントAPIを活用し、Citiが発行するクレジットカードのポイントで決済が可能な機能を実装している。

欧米の大手銀行がオープンAPIを進める背景には、APIを公開して様々な企業の自由なアプリケーション開発を促すことで、自社のサービスを拡張、高度化し、他の大手銀行に対する競争力を高める狙いがあるとみられる。このような、銀行が第三者のアプリケーションのプラットフォーム（Banking as a Platform、BaaP）となるビジネスモデルが一般化すれば、大手銀行とFinTech企業の「協業」は今後ますます密なものとなろう。

#### （４）FinTechの注目分野がBtoCからBtoBにシフト

FinTechビジネスのトレンドが「破壊」から「協業」へと変化するに伴い、注目される分野も、FinTech企業が消費者に直接サービスを提供するBtoCから、既存の金融機関との「協業」を念頭においたBtoB（金融機関向けサービス）へとシフトしつつある。図表2には、BtoBの代表的な分野とFinTech企業を示した。以下、それぞれの分野について、具体的な事例を確認しよう。

##### a. 生体認証

生体認証では、スマートフォンのロック解除方法として一般化した指紋認証に加え、眼球認証、顔認証、声紋認証などの認証方法が主に用いられている。例えば、米国のEyeVerifyは、スマートフォンのカメラを用いて瞬時に眼球認証を行う機能を開発した。2016年に、米国大手銀行のWells Fargoが法

図表2 BtoB 分野の FinTech 企業の例

分野	企業名	本拠地	設立年	事業内容
生体認証	EyeVerify	米国	2012	スマートフォンを用いた眼球認証。米国大手銀行の Wells Fargo の他、複数の地方銀行が採用。2016年9月に中国決済大手の Ant Financial (Alipay) が買収。
	FacePhi	スペイン	2006	スマートフォンを用いた顔認証。本拠地のスペインの他に、メキシコなど南米での導入例多数。
	BioConnect	カナダ	2010	セキュリティ関連ソフトウェア、ハードウェア開発。米国決済大手の VISA と提携し、声紋認証や指紋認証など複数の生体認証を利用可能なアプリケーションを開発。
不正防止	Troo.ly	米国	2014	顧客の個人情報を様々なデータベースに照会し、本人確認や信用度に関する情報をワンストップで報告。
	Kount	米国	2007	人工知能や機械学習を用いて決済などのデータをリアルタイムで分析し、不正利用を未然に防止。
規制対応 支援	Gro Solution	米国	2015	SMS や E メールにより口座開設時の顧客同意取得を明確化。金融機関従業員による不正な口座開設の防止、監督当局に対する消費者保護規制遵守の報告負担軽減を両立。
	Qumram	スイス	2011	従業員と顧客のコミュニケーションを、チャネルにかかわらず全て記録し、従業員のコンプライアンス遵守状況を自動的に把握。
	OutsidelQ	カナダ	2010	人工知能を用いて取引先企業のリスク評価を自動化し、金融機関の監査コストを削減。

（資料）各企業のウェブサイト等より、みずほ総合研究所作成

人アカウントの認証方法として採用している。顔認証では、モバイルバンキング向けにスマートフォンで顔を識別するスペインのFacePhiがある。顔を上下左右に動かしながら認証することで、写真などによるなりすましを防ぐ仕組みである。また、スマートフォンを用いた声紋認証の例では、カナダのBioConnectがある。紛失などでデバイスが変わった場合でも、声紋から個人を特定し、即座にログインできる点が特徴である。

#### **b. 不正防止**

不正防止には、顧客本人確認（Know Your Customer、KYC）、マネーロンダリング防止（Anti-Money Laundering、AML）、クレジットカード不正利用防止などが含まれる。様々な企業がこうしたサービスを提供しているが、例えば米国のTroo.lyのサービスでは、顧客の氏名、企業名、電話番号、生年月日などを入力すると、様々なデータベースへの照合が行われ、顧客の本人確認や信用度に関する情報がワンストップで報告される。また、同じく米国に拠点をおくKountは、人工知能や機械学習の技術を活用してリアルタイムで決済などのデータを分析することで、不正利用を未然に防止し、顧客企業（小売業者など）の損失を最小化するサービスを提供している。

#### **c. 規制対応支援**

金融機関の規制対応支援も、BtoBの主要な分野の一つである。米国のGro Solutionsは、Eメールなどを通じて口座開設時の顧客同意取得を明確化することで、金融機関の従業員による不正な口座開設の防止と、監督当局に対する消費者保護規制遵守の報告負担軽減を両立した。スイスのQumramは、金融機関の従業員と顧客とのコミュニケーションを、EメールやSNSなどのチャネルにかかわらず全て記録し、従業員のコンプライアンス遵守状況を自動的に把握するサービスを提供している。また、カナダのOutsideIQは、人工知能を活用して取引先企業のリスク評価を自動化し、金融機関の監査コストを削減した。このように、金融機関の規制対応支援を行う企業は、規制（Regulation）と技術（Technology）の単語の一部をとって、「RegTech」と呼ばれる。

### **3. 2017年は新たな「Competition（競争）」が始まる年に**

ここまで、FinTechビジネスのトレンドが「破壊」から「協業」へと変化してきたことを確認した。最後に、2017年のFinTechビジネスにおいて注目されるキーワードを提示しておきたい。2017年は、引き続き「協業」が重要な役割を担うとみられる一方で、主にBtoC分野において、既存金融機関とFinTech企業の新たな「競争」が始まるのではないかと考えられる。その背景にあるのが、米国の金融監督当局によるFinTech企業の競争環境の整備である。

米国の銀行監督機関である通貨監督庁（Office of the Comptroller of the Currency、OCC）は、2016年3月に発行したレポートで、金融サービス産業における「責任あるイノベーション（Responsible Innovation）」を促進する姿勢を示した（OCC（2016a））。そして、2016年12月には、一部のFinTech企業を対象に、特別目的国法銀行（Special Purpose National Bank）<sup>10</sup>と呼ばれる銀行ライセンスを付与するFinTech規制案を発表した（OCC（2016b））。責任あるイノベーションを促進するための具体的な方策として、FinTech企業に対し、特別目的国法銀行という受け皿を用意した格好である。

現時点では、具体的にどのFinTech企業が特別目的国法銀行の定義に該当するかは定かではないが、融資、決済、送金などの業務を手がけるFinTech企業が対象になるとみられる<sup>11</sup>。では、特別目的国法

銀行のライセンスを得ることで、FinTech企業にどのような影響があるだろうか。

特別目的国法銀行のライセンス取得による最大のメリットとされるのが、事業の許認可・監査対応の簡素化である。そもそも、米国の金融監督制度は連邦政府と州政府の二重構造となっており、連邦政府機関であるOCCが監督権限を有する国法銀行のライセンスがなければ、州政府の金融監督下におかれることとなる。その場合、融資、決済、送金などを手がけるFinTech企業が、全米ベースで事業を展開しようとする、全ての州で事業認可の取得と監督対応を行う必要がある。こうした規制対応の煩雑さが、FinTech企業に対する大きな負担となってきた<sup>12</sup>。

その点で、今回のOCC規制案はFinTech企業の要望を反映する結果となった。特別目的国法銀行のライセンスを取得したFinTech企業は、OCCによる単一の認可・監督基準の下で全米ベースの事業展開を行うことが可能となるためだ。もちろん、特別目的国法銀行のライセンス取得には、相応の責務が求められる。OCCは、特別目的国法銀行の対象となるFinTech企業に対して、既存の国法銀行と同様の高い監督基準を課す方針を示している<sup>13</sup>。

今のところ、どの分野のFinTech企業に対してどの程度の認可要件を課すかは、明らかになっていない<sup>14</sup>。しかしながら、FinTech企業の事業内容や事業規模によっては、特別目的国法銀行のライセンス取得によるメリットがデメリットを上回り、コストの低下につながる可能性もあろう。その場合、融資、決済、送金分野などでFinTech企業の既存金融機関に対する競争環境が整備され、BtoC分野における既存の金融機関とFinTech企業の「競争」が活発化する要因になると考えられる<sup>15</sup>。

#### 4. 日本への示唆

本稿では、米国を中心に、めまぐるしく移り変わるFinTechビジネスのトレンドについて概観した。我が国の状況に目を転じれば、オープンAPIについては、金融庁との連携の下、全国銀行協会に「オープンAPIのあり方に関する検討会」が2016年10月に設置された。セキュリティ、利用者保護、標準化の仕様などに関する議論が行われており、今後、官民連携でのオープンAPI推進策が取りまとめられる見込みである。

またFinTechを取り巻く制度の面では、2016年5月に銀行法等の改正案が成立し、銀行グループによるIT企業等への出資が容易化された。当該措置は、銀行グループのFinTech企業に対する出資活発化を通じ、我が国の金融サービス産業におけるイノベーションの促進につながる可能性がある。

一方で、独立系のFinTech企業の成長を支援し、既存の金融機関との競争を通じて金融サービス産業の高度化を図るという観点からは、OCCが提案したFinTech企業に対する銀行ライセンスの付与といった措置も検討に値すると思われる。今後、米国においてOCCの規制案がどのように具体化され、それに対しFinTech企業がどのように対応するか注目が集まろう。

## 【参考文献】

- Financial Innovation Now (2016), “Examining the Extensive Regulation of Financial Technologies”, July
- OCC (2016a), “Supporting Responsible Innovation in the Federal Banking System: An OCC Perspective”, March
- OCC (2016b), “Exploring Special Purpose National Bank Charters for FinTech Companies”, December 2
- 服部直樹 (2016a) 「拡大するマーケットプレイス貸出」みずほ総合研究所『みずほインサイト』1月20日
- 服部直樹 (2016b) 「変革が進む米国資産運用ビジネス」みずほ総合研究所『みずほインサイト』9月1日
- みずほ総合研究所 (2016) 『要点解説&図解 60分でわかるフィンテック』近代セールス社

- 1 マーケットプレイス貸出とは、オンライン上のプラットフォームを用いて、資金を供給する投資家と資金を必要とする借手をマッチングさせ、融資の仲介を行う手法である。貸手は投資家であり、事業者は融資を行わない。詳細は、拙稿 (2016a) を参照されたい。
- 2 バランスシート貸出とは、事業者が自ら資金を調達し、オンライン上で融資を実行する手法である。マーケットプレイス貸出に比べ、既存の銀行に近いモデルと言える。
- 3 ロボ・アドバイザーとは、アルゴリズムに基づいて自動的に資産運用に関する提案やポートフォリオ管理を行う、資産運用の新たな提供手段である。詳細は、拙稿 (2016b) を参照されたい。
- 4 ユニコーン企業とは、企業評価額が10億ドルを超える非上場企業をいう。CrunchBase Unicorn Leaderboards によれば、図表1に示した企業のうち、Prosper、Stripe、TransferWise がユニコーン企業に該当する。なお、Lending Club と OnDeck は、ユニコーン企業を経て、ともに2014年12月にIPOを実施した。
- 5 なお、2016年5月には、米国のマーケットプレイス貸出最大手である Lending Club が、投資家に対して2,200万ドルの融資債権を不適切に販売したとして、同社CEOが辞任した。一部とはいえ、こうした企業統治上の問題も、FinTech 企業の勢いを弱める一因になったと考えられる。
- 6 Malito, Alessandra and Ellie Zhu (2016), “Top 5 Robo-Advisers by AUM”, *Investment News*, February 25
- 7 Marcus の開発経緯や仕組みについては、Marcus の開発責任者である Harit Talwar 氏への長文インタビュー O’Connell, Ainsley (2016), “Will You Trust Marcus (And Goldman Sachs) with Your Debt?”, *Fast Company*, October 13 が詳しい。
- 8 アカウント・アグリゲーションは、複数の金融機関などから口座情報を収集し、一括して表示するサービスである。
- 9 なお、EUでは、銀行によるAPI公開を義務付ける「第2次決済サービス指令 (PSD2)」が2015年に成立し、EU加盟国に対し2018年までに国内法を制定することを求めている。
- 10 米国における特別目的国法銀行とは、銀行の3つのコア機能（預金の受け入れ、小切手の取り扱い、資金の貸し出し）の少なくとも1つの業務を行う銀行か、もしくは専ら信託業務を行う銀行と定められており、信託銀行やクレジットカード発行銀行などがこれに該当する。
- 11 例えば、Davis Polk (2016), “Beyond the FinTech: The OCC’s Special Purpose National Bank Charter”, December 9 を参照されたい。
- 12 実際、大手IT企業などで構成されるFinTech関連の政策提言団体であるFinancial Innovation Nowは、2016年7月にレポートを発表し、融資や決済分野のFinTech企業が過剰な規制対応コストを負担していることを指摘している (Financial Innovation Now (2016))。
- 13 具体的な内容として、OCCは、事業計画、ガバナンス構造、資本、流動性、コンプライアンス、破綻時の清算計画をあげている。
- 14 OCCは規制案に関するパブリックコメントを1月15日まで募集しており、その後、具体的な適用条件の検討を進めるとみられる。
- 15 Witkowski, Rachel, Telis Demos and Peter Rudegeair (2016), “Regulator Will Start Issuing Bank Charters for Fintech Firms”, *Wall Street Journal*, December 2 によれば、OnDeck が当該ライセンスへの申請を検討しているという。

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。